

令和5年4月

各位

横浜信用金庫

「米国 OFAC 規制」等を踏まえた対応について

平素は横浜信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

米国の財務省外国資産管理室 (OFAC) は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建等、米国接点を有する取引が、規制の適用を受けます。本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまのお取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、下記のようなお取引は当金庫ではお取扱いが出来ませんので、外国為替取引を行うお客さまは、これらに該当しないお取引であることを十分ご確認の上、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

●OFAC 規制を含む経済制裁規制 (注1) を踏まえて当金庫でお取扱いが出来ないお取引 (令和5年4月現在)

1. お取引の当事者(注2)の所在地・関係国・関係地等に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)が含まれているお取引
2. テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの制裁対象者(注3)が関与するお取引
3. 上記1. または2. に該当し、かつ米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等(非米国人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が、関与するお取引
4. その他、OFAC が規制対象として指定するお取引(二次的制裁の対象)

(注1) 経済制裁規制には本邦財務省、国際連合、英国政府、欧州連合等を含みます。

(注2) お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)、保証の受益者等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

(注3) 制裁対象者には、北朝鮮・イラン・シリア・キューバ・クリミア地域・ドネツク人民共和国(自称)・ルハンスク人民共和国(自称)、ベネズエラ政府、ロシア分野別制裁対象者や、資産凍結、取引禁止等の対象として指定された個人、法人、団体や船舶やそれらに所有あるいは支配されている者も含みます。

裏面もご確認ください



横浜信用金庫

なお、お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼いただいたお取引が経済制裁規制(OFAC を含む)に該当する恐れがある場合には、当金庫よりお取引の詳細な内容を確認させて頂き、その結果によっては、当金庫の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行う場合がございます。

お取引内容確認の際は、当金庫の調査とは別に、経由銀行や受取銀行である金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、お取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。

そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置きください。

※ あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については、OFAC ホームページにて、ご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>



横浜信用金庫